

川崎市上下水道局職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱

(平成11年4月6日10川水総職第752号)

- 1 川崎市上下水道局におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止に関しては、川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱（平成11年3月23日10川総人第508号。以下「市要綱」という。）の規定（第6条及び第10条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第4条第2項、第5条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、第9条第2項中「次条に定めるハラスメント防止対策委員会」とあるのは「ハラスメント防止対策委員会」と読み替えるものとする。
- 2 ハラスメントに関する苦情相談を円滑に処理するため、総務部庶務課に苦情相談窓口を設ける。
- 3 苦情相談窓口の担当職員は、次の苦情相談に応じ必要な助言を行うものとする。
 - (1) ハラスメントにより被害を受けたことに関する苦情相談
 - (2) ハラスメントを行ったと指摘され納得できないことに関する苦情相談
 - (3) 第三者としてハラスメントに該当する行為を知り改善を求める苦情相談
 - (4) 市要綱第9条に定める不利益取扱いを受けたことに関する苦情相談
 - (5) その他ハラスメントに関する一般的な苦情相談
- 4 苦情相談窓口の担当職員は、前項の助言を行う場合において必要と認める

ときは、事実確認のための調査、問題解決のために必要な措置等を上下水道事業管理者に要請することができる。この場合において、事実確認のために行う調査の要請は、当該苦情相談を申し出た者の了承を得て行うものとする。

5 第1項に定めるもののほか、ハラスメント防止対策委員会については、市要綱第10条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成11年4月6日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第417号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上総庶第1531号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28川上総庶第1762号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日5川上総庶第1774号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。